

おたずねします

相談室

おこたえします

わかりにくい 新庁舎の玄関

問

先日、新装なった市役所にはじめていきました。われわれ富士市民の行政センターにふさわしく、まったくすばらしい庁舎であり、これからの富士市の発展をみるかのように、大へん感心した次第です。ただ、ひとつだけ気がついた点がありますので申し上げます。

それは、玄関がどこにあるかわからないということです。私は1階の入口から入りましたが、守衛室のところでまごついてしまいました。

あとで聞くと市民広場を通り2階へ入ると玄関だそうです。わかりにくいので、だれがいつてもすぐにわかるようにしてください。

(中丸・米山千里)

答

市庁舎の玄関は、東側の石畳みを敷いた市民広場を上がった2階です。

玄関を入ったところが市民ホールで、総合案内所、総合窓口、市民相談室などがあります。総合案内所では、市役所のことはいずれご案内しますので、わからないことがありましたら、どんなことでもおたずねください。

また、ここには受け付け事務をすべて取り扱う総合窓口があります。市民課はもちろん、年金課、保険課、交通課、税関係の3課などの窓口事務も受け付けています。

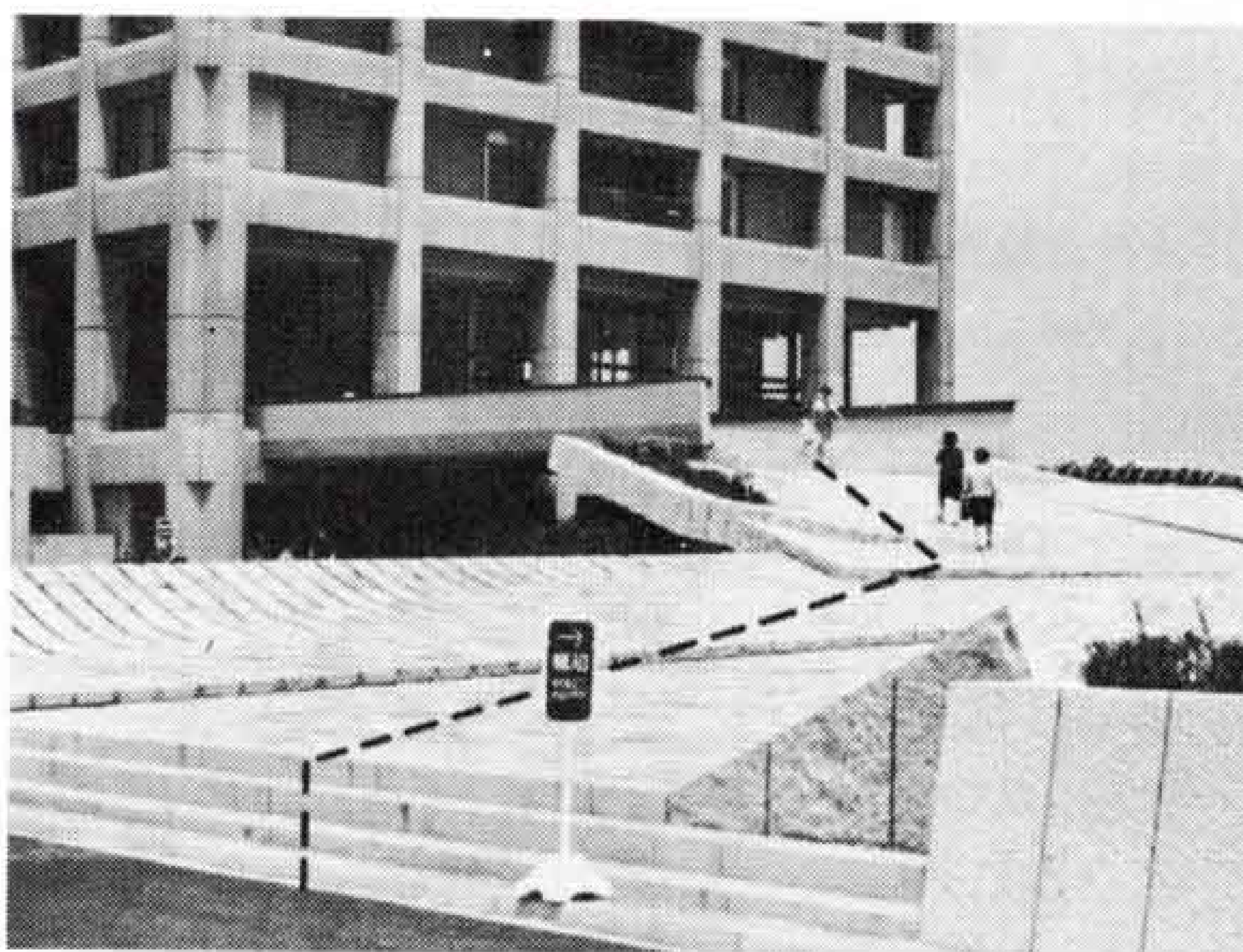
市民広場入口と、1階入口などに案内標識を設けてあります。みなさんが歩いて来庁されるとき

は、市民広場入口に案内標識がありますので、標識にしたがって市民広場を通り2階玄関からお入りください。

また、車で来庁される人は駐車場東側が一般来客用になっていますので、市民広場を利用するか、あるいは1階入口から入ってください。

1階入口を利用する場合は階段をのぼるか、エレベーターで2階市民ホールへおいでください。窓口事務以外に各課へご用の方は、東側のエレベーターをご利用ください。

(企画課)



【玄関は庁舎東側の市民広場を上がった2階】

国保から社保へ

加入後に納付書が

問

わたしは、昨年、社会保険へ加入したので、4月16日ころ国民健康保険の資格喪失の手続きをしました。ところが、間もなく納付書が送られてきました。

社会保険に入ったのが昨年の12月ですから、国民健康保険税は納めなくてもよいと思うのですが……。

(蓼原・小林美枝子)

答

納税通知書は、納期限の10日前までに納税者のお手許へ交付することになっています。第1期の納期限は4月30日です。ですからあなたが社会保険に加入して、国民健康保険の資格喪失の手続きを取られたとき

は、すでに通知書が送られていました。社会保険に加入したのが昨年の12月ならば、加入後の国保税はかかりません。すでに税金を納めてあればお返しすることになります。

なお、社会保険から国保へ加入した場合、あるいは国保から社会保険へ加入した場合の資格喪失は、みなさんの届け出によつて切り替えられるのです。国保か

ら社会保険へ、または社会保険から国保へ加入するときは、加入した日から14日以内に届けていただくことになっていますので、忘れずに届けをしてください。このほか、世帯主の変更、被保険者の氏名変更、住所変更の場合もやはり14日以内に届け出ていただくことになっています。

(市民税課)

お願い

市政に対するみなさんの意見、要望などの相談ごとにお答えするページです。日ごろの不満、要望、意見などをどしどしお寄せください。受け付けは市役所市民相談室(富士市永田61-1 電51-0123)です。相談は投書、電話、来室など、どんな方法でも結構ですが、必ず住所、氏名、年齢、職業をお知らせください。なお、匿名を希望する場合は申し添えてください。